

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日)
(當日が休日は、その翌日)

二年政令第八十七号) 第二条の規定により告示する。

昭和四十七年二月十二日

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
森歯科診療所	鳥取市寿町五〇一	昭和四十七年二月一日

鳥取県告示第百四号

西伯郡西伯町江原入会林野整備組合組合長西伯郡西伯町大字中五九一番地桑村進から申請のあつた江原入会林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和四十一年法律第二百二十六号)第十一條第一項の規定に基づき、昭和四十七年二月八日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十七年二月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- ◆教委告示 定例教育委員会の招集
- ◆代表監査委員訓令 烏取県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令

告 示

鳥取県告示第百三号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三條ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十

昭和四十七年二月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

溝口町長から申請のあつた町営土地改良(大滝地区かんがい排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年二月七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

鳥取県告示第百六号

昭和四十六年十一月五日付で青谷町長から申請のあつた土地改良（柏平地区農道整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年二月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称
二 縦覧に供する期間
三 縦覧に供する場所

- 一 縦覧に供する書類の名称
二 縦覧に供する期間
三 縦覧に供する場所

昭和四十七年二月十四日から二十日間

青谷町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百七号

昭和四十七年一月十四日付で中山町長から申請のあつた土地改良（羽井地区農道整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年二月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称
二 縦覧に供する期間
三 縦覧に供する場所

一 土地改良事業計画書及び条例の写し
二 縦覧に供する期間
三 縦覧に供する場所

昭和四十七年二月十四日から二十日間

中山町役場

一 異議の申出
二 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百八号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十七年一月七日から用途廃止した。

昭和四十七年二月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場所	(面積 平方メートル)	用途
八頭郡郡家町大字麻生字山ノ鼻一九一ノ二番地先 から同町大字麻生字山ノ鼻一九一ノ二番地先まで	一五・六七	道路敷

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第三号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和四十七年二月十二日

鳥取県教育委員会委員長 小 田 大 吉

一日時 昭和四十七年二月十七日 午前十一時十五分

二 場所 鳥取市東町 県教育委員会委員室

三 議題 (1) 昭和四十七年度予算について

(2) その他

代表監査委員訓令

鳥取県代表監査委員訓令第一号

鳥取県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和四十七年二月十二日

鳥取県代表監査委員 竹 内 勉

鳥取県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令

鳥取県監査委員事務局処務規程（昭和四十二年三月鳥取県代表監査委員訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第六条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一號を加える。

七 職員の児童手当の受給資格及びその額の認定に関すること。

この訓令は、昭和四十七年二月十二日から施行する。

附 則